

議事日程第七号

令和五年七月六日（木曜日）

午後一時開議

- | | | | |
|-------------|---|-------------------------------------|--|
| 第一、議案第一二三号 | 秋田県公安委員会の委員の任命について | 第一五、議案第一二九号 | 秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例案 |
| 第二、議案第一四〇号 | 秋田県収用委員会の委員及び予備委員の任命について | 第一六、議案第一三〇号 | 秋田県交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 |
| 第三、議案第一二二二号 | 令和五年度秋田県一般会計補正予算（第二号） | 第一七、議案第一三六号 | 交通事故に係る和解について |
| 第四、議案第一二四号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 | 第一八、議案第一三七号 | 交通事故に係る和解について |
| 第五、議案第一二五号 | 秋田県県税条例の一部を改正する条例案 | 第一九、議案第一三八号 | 交通事故に係る和解について |
| 第六、議案第一二六号 | 地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の対象となる区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案 | 第二〇、議案第一四一号 | 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 第七、議案第一三五号 | 交通事故に係る和解について | 第二一、請願審査の件 | |
| 第八、議案第一二七号 | 秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案 | 請願第一号 | 「大曲簡易裁判所につき裁判官の再配置を求める意見書」の採択等の請願について |
| 第九、議案第一三二二号 | 令和五年度林道事業に要する経費の一部負担の変更について | 請願第二号 | 消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める請願について |
| 第十、議案第一三一号 | 公の施設の指定管理者の指定について | 第二二、意見書案第二号 | 大曲簡易裁判所への裁判官の再配置を求める意見書 |
| 第一一、議案第一二八号 | 秋田県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案 | 第二三、意見書案第三号 | 特定商取引に関する法律の抜本的な法改正を求める意見書 |
| 第一二、議案第一三三号 | 令和五年度急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の一部負担の変更について | 第二四、意見書案第四号 | 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書 |
| 第一三、議案第一三四号 | 令和五年度港湾事業に要する経費の一部負担の変更について | 第二五、意見書案第五号 | 給特法の廃止及び教職員の働き方改革の促進を求める意見書 |
| 第一四、議案第一三九号 | 鳥海ダムの建設に関する基本計画の変更に対する | 第二六、意見書案第六号 | 保育士配置の充実等を求める意見書 |
| | | 第二七、議員派遣の件 | |
| | | 第二八、委員会調査継続の件（常任委員会、議会運営委員会の所管事項調査） | |

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午前十時開議

本日の出席議員

四十一名

一	佐藤光子	二	櫻田憂子
三	山形健二	四	高橋健
五	武内伸文	六	小棚木政之
七	高橋豪	八	瓜生望
九	島田薫	十	松田豊臣
十一	加賀屋千鶴子	十二	薄井司
十三	佐藤正一郎	十四	宇佐見康人
十五	住谷達	十六	児玉政明
十七	小山緑郎	十八	小野一彦
十九	鈴木真実	二十	沼谷純
二十一	加藤麻里	二十二	小原正晃
二十三	三浦茂人	二十四	佐々木雄太
二十五	杉本俊比古	二十六	鈴木健太
二十七	佐藤信喜	二十八	今川雄策
二十九	高橋武浩	三十	石田寛
三十一	渡部英治	三十二	北林丈正
三十三	竹下博英	三十四	原幸子
三十五	工藤嘉範	三十六	加藤幸一
三十七	三浦英一	三十八	柴田正敏
三十九	川口英一	四十	鶴田有司
四十一	鈴木洋一		

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	佐竹敬久	副知事	神部秀行	副知事	猿田和三	理事	佐々木薫	理事	丹治純子	総務部長	長嶋直哉	総務部危機管理監(兼) 広報監	伊藤真人	企画振興部長	久米寿	あきた未来創造部長	水澤里利	観光文化スポーツ部長	石黒道人	健康福祉部長	伊藤香葉	生活環境部長	川村之聡	農林水産部長	齋藤正和	産業労働部長	石川定人	建設部長	田中倫英	会計管理者(兼) 出納局長	小西弘紀	財政課長	齊藤大幸
----	------	-----	------	-----	------	----	------	----	------	------	------	--------------------	------	--------	-----	-----------	------	------------	------	--------	------	--------	------	--------	------	--------	------	------	------	------------------	------	------	------

教育委員会教育長 安田浩幸
警察本部長 森田正敏

●議長（北林丈正議員） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告は、お手元の議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議 長 報 告 （朗読省略）

一、七月六日、知事から次の議案が提出された。

(1) 議案第一四〇号 秋田県収用委員会の委員及び予備委員の任命について

一、七月六日、柴田正敏議員、渡部英治議員、石田寛議員、加藤麻里議員、沼谷純議員、加賀屋千鶴子議員、松田豊臣議員、佐藤光子議員から次の条例案が提出された。

(1) 議案第一四一号 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

一、七月五日、次の議案について予算特別委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一二二号

一、七月五日、次の議案について総務企画委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一二四号

(3) 同 第一二六号

一、七月五日、次の議案について福祉環境委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一二七号

一、七月五日、次の議案について農林水産委員長から審査報告書が提出さ

れた。

(1) 議案第一三二号

一、七月五日、次の議案について産業観光委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一三一号

一、七月五日、次の議案について建設委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一二八号

(3) 同 第一三四号

一、七月五日、次の議案について教育公安委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一二九号

(3) 同 第一三六号

(5) 同 第一三八号

一、七月五日、次の委員長から請願審査報告書が提出された。

総務企画委員長

福祉環境委員長

一、関係委員会における請願の審査の結果は、別紙「請願審査結果表」とおりである。

一、七月五日、次の委員長から所管事項の調査継続申出書が提出された。

総務企画委員長

福祉環境委員長

農林水産委員長

産業観光委員長

建設委員長

教育公安委員長

一、七月六日、次の事項について議会運営委員長から調査継続申出書が提出された。

(1) 議会の運営に関する事項

(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
(3) 議長の諮問に関する事項

一、七月六日、総務企画委員長から次の意見書案が提出された。

(1) 意見書案第二号 大曲簡易裁判所への裁判官の再配置を求める意見書

一、七月六日、福祉環境委員長から次の意見書案が提出された。

(1) 意見書案第三号 特定商取引に関する法律の抜本的な法改正を求める意見書

一、七月六日、農林水産委員長から次の意見書案が提出された。

(1) 意見書案第四号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

一、七月六日、櫻田憂子議員から次の意見書案が提出された。

(1) 意見書案第五号 給特法の廃止及び教職員の働き方改革の促進を求める意見書

一、七月六日、石田寛議員、小原正晃議員から次の意見書案が提出された。

(1) 意見書案第六号 保育士配置の充実等を求める意見書

一、議員の派遣に関する申出及び依頼のあったものは、別紙「議員派遣一覧」のとおりである。

一、七月五日、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告があり、同日、各議員に配付した。

【令和五年第二回定例会（六月議会） 請願審査

（委員会）結果表は巻末に登載】

議員派遣一覧

一 県の事務・予算に関する要請活動（令和五年度重点事業要望）

(1) 派遣の目的 関係行政庁等に対して議長名の要望書を提出し、県の事務・予算に関する要請活動を行うため

(2) 派遣期間 令和五年七月十三日（木）～十四日（金）

(3) 派遣地 東京都、宮城県

(4) 派遣議員 児玉政明議員、高橋豪議員、竹下博英議員、佐々木雄太議員、石田寛議員、佐藤光子議員（以上、建設委員）

二 全国都道府県議会創立百周年記念式典

(1) 派遣の目的 全国都道府県議会創立百周年記念式典に出席のため

(2) 派遣期間 令和五年七月十八日（火）

(3) 派遣地 東京都

(4) 派遣議員 柴田正敏議員（第七十三代全国都道府県議会議長会会長）、鈴木健太議員（副議長）、鈴木洋一議員、鶴田有司議員、加藤鉦一議員

三 全国都道府県議会議長会「新任議員研修会」

(1) 派遣の目的 全国都道府県議会議長会「新任議員研修会」に参加のため

(2) 派遣期間 令和五年八月八日（火）

(3) 派遣地 東京都

(4) 派遣議員 島田薫議員、瓜生望議員、高橋豪議員、小棚木政之議員、武内伸文議員、山形健二議員、佐藤光子議員

四 第四百四十五回北海道・東北六県議会議長会議

(1) 派遣の目的 第四百四十五回北海道・東北六県議会議長会議に出席のため

(2) 派遣期間 令和五年八月九日（水）

(3) 派遣地 宮城県

(4) 派遣議員 鈴木健太議員（副議長）

●議長（北林丈正議員） お諮りします。日程第一、議案第二百二十三号及び日程第二、議案第四百十号は、いずれも委員会付託を省略し、直ちに本会議において審議することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（北林丈正議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

日程第一、議案第二百二十三号秋田県公安委員会の委員の任命について及び日程第二、議案第四百十号秋田県収用委員会の委員及び予備委員の任命についてを一括議題といたします。

議案第二百二十三号は、秋田県公安委員会の委員として渡部克宏氏を任命するため、議案第四百十号は、秋田県収用委員会の委員として山本尚子氏、佐々木俊幸氏及び近藤悦応氏を、予備委員として高橋佑輔氏及び田中昌子氏を任命するため、それぞれ議会の同意を得ようとするものであります。

お諮りします。以上の議案二件は、いずれも趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（北林丈正議員） 御異議ないものと認めます。

はじめに、議案第二百二十三号について、起立により採決いたします。本案に同意することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（北林丈正議員） 起立者全員であります。よって、議案第二百二十三号は同意されました。

次に、議案第四百十号について、起立により採決いたします。本案に同意することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（北林丈正議員） 起立者全員であります。よって、議案第四百十号は同意されました。

次に、日程第三、議案第二百二十二号から日程第十九、議案第三百八号までの議案十七件を一括議題といたします。

各委員長の報告を求めます。はじめに、予算特別委員長の報告を求めます。

【三十五番（予算特別委員長工藤嘉範議員）登壇】

●予算特別委員長（工藤嘉範議員） ただいま議題となりました案件のうち、予算特別委員会に付託された議案第二百二十二号の予算案一件について、本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会において審査した案件は、議案第二百二十二号令和五年度秋田県一般会計補正予算第二号であります。

今回の一般会計補正予算案は、物価高騰対策のほか、「新秋田元気創造プラン」に基づく事業、公共事業等について計上されており、その総額は、百七十二億七千二百二万円の増額であります。これにより、補正後の予算総額は、五千九百九十八億七千八百八十六万円となります。

審査に当たっては、まず当局から説明を聞き、各分科会及び総括審査においてそれぞれ質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

まず、総務企画分科会では、「あきた暮らし・交流拠点設置事業」などに関して質疑がありました。

また、福祉環境分科会では、「心はればれ県民運動推進事業」などに関して質疑がありました。

また、農林水産分科会では、「輸出拡大プロモーション事業」、「酪農経営安定緊急対策事業」などに関して質疑がありました。

また、産業観光分科会では、「体験型コンテンツを活用した冬季誘客促進事業」、「商業・サービス産業経営革新事業省エネ設備更新枠」などに関して質疑がありました。

また、建設分科会では、「盛土等規制区域指定事業」、「総務事務センター運営事業費」などに関して質疑がありました。

また、教育公安分科会では、「統合型校務支援システム共同調達・共同利用実証事業」などに関して質疑がありました。

次に、総括審査について申し上げます。

はじめに、「あきた暮らし・交流拠点センターについて」であります。

この施設は、就職と移住の相談窓口が統合された戦略的な取組を行う拠点として、今後、大いに活用が期待される。独自に職業紹介事業を行っている県内市町村や企業とも連携するなど、官民挙げての人手不足対策に取り組む必要があると考えるが、どうかとただしたのに対し、日頃から積極的に人材確保を進めている県内企業もあることから、市町村とともに様々なイベントに参加いただくなど、連携を深めながら、マッチング機会の拡大を図ってまいりたいとの答弁がありました。

次に、「あきたこまちRについて」であります。

令和七年度に、「あきたこまち」から、カドミウム低吸収品種である「あきたこまちR」に全面切替えることに対して、放射線育種した「コシヒカリ環一号」を親として使用していることで、生産者からは、風評被害により、米の価格が下がることを懸念する声も聞かれるが、県としてどのように考えているかとただしたのに対し、放射線育種は、コメや野菜等の品種改良に活用されている一般的な育種方法であり、「コシヒカリ環一号」の安全性に問題はなく、これに「あきたこまち」を掛け合わせ、七回も戻し交配してできた「あきたこまちR」の安全性にも問題はないと認識している。これまでも、生産団体はもとより、卸売業者等に対して、試供品を提供して品質や食味を確認していただくとともに、育種の過程を説明するなど、理解をいただいているものと考えており、引き続き、「あきたこまちR」の安全性をしっかりと伝えてまいりたいとの答弁がありました。

また、秋田のブランド米である「あきたこまち」には根強いファンも

いるが、「あきたこまち」と「あきたこまちR」を両方生産できないのかとただしたのに対し、「あきたこまち」と「あきたこまちR」の同様な品種が混在し、混入することを防ぐとともに、「あきたこまちR」を栽培している地域は、カドミウムが多いのではないかとといった風評被害が生じないようにするため、全面切替えることにしたものであり、今後生産者に対して丁寧の説明してまいりたいとの答弁がありました。

次に、「二次医療圏の設定について」であります。

二次医療圏の広域化によって、医療提供体制に地域間の格差が生じることがあつてはならない。格差をなくするための取組を、どのように考えているのかとただしたのに対し、現状では、医療機関や医療従事者が不足している地域もあるが、適切な医療を提供するため、各医療圏における医療機関の役割を明確化し、連携することによって、医療資源が少ない地域であっても、効率的に医療を提供する体制が構築できるものと考えているとの答弁がありました。

そのほか、「浮体式洋上風力発電について」、「新スタジアム及び新県立体育館の整備について」、「農業分野における物流の二〇二四年問題について」などについて質疑がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第二百二十二号は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（北林丈正議員） 総務企画委員長の報告を求めます。

【十五番（総務企画委員長住谷達議員）登壇】

●総務企画委員長（住谷達議員） ただいま議題となりました案件のうち、総務企画委員会に付託された議案第二百二十四号など条例案三件、議案第三百三十五号のその他の議案一件、以上四件について、本委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第二百二十四号外三件は、全会一致をもって原案

のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。

総務部関係の「不動産取得税の課税期間の超過により課税できなくなった事案」についてであります。

課税できる期間を超過し、現在は責任の所在も分からない状況なのかとただしたのに対し、地方税法上、土地の取得者には県に申告する義務があり、市町村には所有権移転登記があった旨を県に通知する義務がある。一方、県としては、土地の取得状況を漏れることなく把握し、課税できるよう、市町村に対し、照会を行うなどの必要があると考えており、今回の事案は、税法上の責任と通常の業務を進める上での責任という観点では、三者共に責任があるものと認識しているとの答弁がありました。また、土地の取得者に申告する義務があったといっても、そもそも、そうした義務があることを知らない方が多いのではないかと。行政サービスを行う上で、こうした制度は、一般県民にとっては分かりにくいものであるということを前提に理解を深めてもらえるような業務の進め方をすべきではないかとただしたのに対し、現在もチラシやホームページで周知を行っているところではあるが、今後は、事業の施工者へ、土地区画整理事業の説明会などの場で説明していただくよう依頼し、制度の周知に努めてまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（北林丈正議員） 福祉環境委員長の報告を求めます。

【十三番（福祉環境委員長佐藤正一郎議員）登壇】

福祉環境委員長（佐藤正一郎議員） ただいま議題となりました案件のうち、福祉環境委員会に付託された議案第二百二十七号の条例案一件について、本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑、討論なく、採決の結果、議案第二百二十七号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。

はじめに、健康福祉部関係の二次医療圏の設定についてであります。

二次医療圏を現行の八医療圏から三医療圏とすることにより期待される効果が、県民に伝わっていないように感じる。県民から、身近な医療機関が減ってしまうのではないかとという心配の声を多く耳にすることから、県民に理解してもらえないかという丁寧な説明が必要であると考えているが、どうかとただしたのに対し、二次医療圏の広域化は、病院の統廃合や病床削減を要請するものではなく、医療機関の役割分担と連携を図ることにより県民にとって身近な病院の機能の充実と、急性期医療等に対応する病院の拠点化の両方を進める取組を通じて、二十四時間三百六十五日、質の高い医療提供体制を確保することが目的である。県民には、こうした秋田県医療の目指す姿について、関係団体や市町村と連携しながら丁寧に説明していくとともに、医療審議会の会議資料を県ウェブサイトで公開するなど、県民の理解を一層深めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、「生活環境部関係の第四次秋田県豪雪地帯対策基本計画（素案）」の概要についてであります。

冬季は、県民にとって雪との戦いであるが、人口減少に伴い、地域の除排雪の担い手不足が進む中、今回の計画案に、県民が必要としている除排雪等の対策は盛り込まれているのかとただしたのに対し、地域の除排雪体制の整備や風雪に強い設備対策など、豪雪地帯である秋田県ならではの課題を踏まえて素案を取りまとめたところであるとの答弁がありました。

また、建設業界全体の人手不足が深刻化する中、今後の除排雪等を担う人材の確保は大きな課題であることから、他部局と連携し、幅広く議論する体制づくりを進めるべきではないかとただしたのに対し、人材の確保については、各地域振興局の雪対策連絡協議会を通して建設業界団体等と意見交換を行うとともに、他部局と連携しながら、今後必要な事

業を検討してまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（北林丈正議員） 農林水産委員長の報告を求めます。

【二十五番（農林水産委員長杉本俊比古議員）登壇】

●農林水産委員長（杉本俊比古議員） ただいま議題となりました案件のうち、農林水産委員会に付託された議案第三百三十二号のその他の議案一件について、本委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑、討論なく、採決の結果、議案第三百三十二号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。はじめに、「旧農業研修センター跡地等の大潟村への譲渡」についてであります。

令和元年度に検討委員会を設置し、跡地の利活用を協議してきたことだが、なぜ大潟村への譲渡という結論に至ったのか。また、県民に対しても、これまでの経緯と併せて十分に説明すべきと考えるが、どうかとただしたのに対し、大潟村は、公園・研修機能の継承に加え、村独自の新たな取組への活用が期待されることから、無償譲渡を基本とする覚書を五月に締結したところである。今後、手続を進めるとともに、これまでの経緯や譲渡後の活用計画について、県民に対して丁寧に説明してまいりたいとの答弁がありました。

次に、「農林水産業及び農山漁村に関する年次報告」についてであります。

環境負荷低減に向けた取組について、スマート農機の活用を含め、今後どのように進めていくのかとただしたのに対し、昨年度に作成した秋田県施肥低減マニュアル等に基づき、化学肥料低減体系への転換に向けて指導していくこととしている。特に、大規模農家ほど肥料高騰の影響が大きいことから、可変施肥田植機等のスマート農機の導入によるモデ

ル的な取組を支援し、周辺地域への波及を図ってまいりたい。また、「サキホコレ」については、令和七年度から特別栽培をスタンダード化することとしているほか、「あきたこまち」をはじめとする多彩な品種にも取組を拡大してまいりたいとの答弁がありました。

以上、御報告申し上げます。

●議長（北林丈正議員） 産業観光委員長の報告を求めます。

【十四番（産業観光委員長宇佐見康人議員）登壇】

●産業観光委員長（宇佐見康人議員） ただいま議題となりました案件のうち、産業観光委員会に付託された議案第三百三十一号のその他の議案一件について、本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

観光文化スポーツ部関係の議案第三百三十一号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

これは、秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第六条の規定に基づき、秋田県営秋の宮山荘の指定管理者を指定しようとするものであります。

これについて、指定管理者の候補者としての適格性について、どのような点を評価したのかとただしたのに対し、申請団体の管理運営方針において、秋の宮温泉郷の魅力を高めていくため、周辺の施設とすみ分けを図り、湯沢市からも支援を受けながら、積極的に団体旅行の受入れや地元食材の活用を図るとしており、指定管理者としてしっかりとしたサービスを提供していただけると判断したものであるとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第三百三十一号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。

観光文化スポーツ部関係の「新県立体育館整備基本計画の検討状況等

に関する中間報告について」であります。

中間報告によれば、八橋運動公園内に五百台程度の駐車場を整備することが望ましいとあるが、五百台とした根拠は何か。また、緑地や様々な人が憩える空間など、公園機能の充実について、どのように考えているかとただしたのに対し、県民向けのスポーツ大会に参加する選手やその家族の車を受け入れることが可能な台数であり、交通量調査の結果、渋滞が発生しない台数として、五百台程度が適当であったものである。プロスポーツで観客が何千人と来場する場合については、公共交通機関の利用や、公園周辺の駐車場の活用を促すなど、工夫をしてお応じてまいりたい。また、新体育館の建設場所は公園内の丘周辺を想定しており、市街地にある都市公園に求められる機能の充実に向けて、緑地や遊具を再整備していくとの答弁がありました。

次に、産業労働部関係の「物流の二〇二四年問題について」であります。

二〇二四年四月から施行されるトラック運転手の残業規制の強化に伴い、農産物など本県の様々な分野の物流が滞る不安があるが、県としては、この問題をどのように捉え、どのような対策をしていくのかとただしたのに対し、二〇二四年問題は全国的な課題であり、現在国において共同輸配送や自動化など、物流の効率化に向けた具体的な検討が重ねられている。県としては、国の対策の詳細が明らかになった段階で、追加支援策を講じていく。併せて、本県の課題として、運転手を中心に物流に関わる人材の不足が見られることから、今年度設置した「未来を支える人材投資・確保対策本部」において、人材の確保や育成の支援策を検討していくとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（北林丈正議員） 建設委員長の報告を求めます。

【十六番（建設委員長児玉政明議員）登壇】

●建設委員長（児玉政明議員） ただいま議題となりました案件のうち、

建設委員会に付託された議案第二百二十八号の条例案一件、議案第三百十三号などその他の議案三件、以上四件について、本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

建設部関係の議案第三百三十九号鳥海ダムの建設に関する基本計画の変更に対する意見についてであります。

これは、特定多目的ダム法第四条第四項の規定に基づき、国土交通大臣へ意見を提出しようとするものであります。

これについて、国から示された約八百九十億円の総事業費の増額のうち、約七十三億円が働き方改革による増額となっているが、この額の妥当性をどう判断しているかとただしたのに対し、この増額分は、働き方改革関連法に基づき、週休日数や時間外労働等を勘案した勤務体制の見直しに伴う工期延伸により、支出増となるものである。内訳については、国から提出された資料を県として精査した結果、やむを得ないと判断したものであるとの答弁がありました。

また、将来の事業費の変動要因への対応として、約百四十億円の増額となっているが、この算定根拠は何か。物価高騰が続く中、この額を上回る事業費の増額により、再度、基本計画が変更となる可能性も十分考えられるのかとただしたのに対し、現代の社会経済情勢の変化を見通すのは困難であり、明確な算定根拠は示せない中、国では、他のダム事業の状況も踏まえながら、残事業費の一〇%を見込んでいるところである。今後、大規模災害や想像を超える物価高騰など、更なる事業費増額の可能性を否定することはできないものの、県としては、今回示された事業費の中で、徹底したコスト削減を図りながら事業を進めていただくように国に強く要望するとともに、ダム事業全般の実施状況などを確認するマネジメント委員会等において、その進捗をしっかりと注視してまいりたいとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第二百二十八号外三件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。
建設部関係の「工事品質を確保し、担い手確保策としても有効な総合評価落札方式の運用について」であります。

県では、今年度、総合評価落札方式の適用範囲の拡大を目標としているが、他県の例のように、全ての工事へ適用することにより、入札業者が提案内容や技術力などの面で競い合うことになり、県内企業全体のレベルアップにつながると考えるが、今後、どのような見直しを持っているかとただしたのに対し、総合評価落札方式は、数多くの資料確認が必要となるため、通常の入札に比べ、四倍ほどの事務量となることが課題の一つとなっているが、今回の見直しにおいて、提出資料の大幅な削減や審査の仕方の工夫等により、発注者・受注者双方の負担軽減を図ろうとするものである。格付B級の事業者についても、昨年度から試行的に適用を開始したばかりであり、今後、少しでも適用を拡大していけるよう、他県の事例等を研究してまいりたいとの答弁がありました。

また、本方式による入札手続において発生した事務ミスについての報告を受け、適用拡大を進めていかなければならない中で、こうした事案が発生したことは大変残念である。再発防止策として、関係職員の役割分担の明確化と複数職員によるチェックの徹底が掲げられているが、一方では、こうした職員負担の増加が更なるミスにつながらないような工夫も必要ではないかとただしたのに対し、これまで、県民の信頼に應えるべく、真摯に業務に携わってきたが、本事案を含む三件の事務ミスは、その信頼を傷つけたものと重く受け止めている。本方式については、更なるチェックの徹底による事務負担増加が避けられないものの、審査方法などの見直しにより、トータルとして負担軽減につなげていきたいと考えているとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（北林丈正議員） 教育公安委員長の報告を求めます。

【十七番（教育公安委員長小山緑郎議員）登壇】

●教育公安委員長（小山緑郎議員） ただいま議題となりました案件のうち、教育公安委員会に付託された議案第二百二十九号など条例案二件、議案第三百三十六号などその他の議案三件、以上五件について、本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第二百二十九外四件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。
教育委員会関係の「新しい高校入試制度がスポーツに取り組む中学生に与えた影響について」であります。

昨年度から新しい入学者選抜が実施され、これまで一月下旬に行われていた前期選抜が廃止されたことにより、スポーツに取り組む中学生が試験の早く行われる県外の私立高校等を選択すると懸念する声もあつたが、結果はどうだったのかとただしたのに対し、県スポーツ協会が、県外に進学した生徒にその志望理由の聞き取り調査を行ったところ、「自分を高めるためにより良い環境で競技をしたい。」「全国で上位になるために、より優れた指導者のもとでプレーをしたい。」「といった、本人の志が主な理由となっていることから、今回の制度変更がスポーツに取り組む中学生の進路動向に大きな影響を与えたとは捉えていないとの答弁がありました。

これに対してさらに、県内でスポーツに取り組む中学生が県外への進学を選択することは、本県の指導者が選ばれていないということでもある。今後は、指導者の育成にも力を入れていくべきではないかとただしたのに対し、県内の高校にも県外から相当数の生徒が入学しており、本県の指導者が選ばれている面もあると認識している。教育委員会として

は、引き続き、部活動の指導者に対し研修等を行うなど、競技団体やスポーツ振興課とも連携し、それぞれの分野で、指導者の育成を進め魅力ある部活動となるよう努めてまいりたいとの答弁がありました。

以上、御報告申し上げます。

●議長（北林丈正議員） 以上で各委員長の報告は終わりました。

各委員長に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（北林丈正議員） 質疑はないものと認めます。

討論を行います。

十一番加賀屋千鶴子議員から討論の通告がありますので、発言を許します。

【十一番（加賀屋千鶴子議員）登壇】

●十一番（加賀屋千鶴子議員） 日本共産党の加賀谷千鶴子です。

ただいま議題となりました、議案第百二十二号令和五年度秋田県一般会計補正予算（第二号）及び議案第百三十九号鳥海ダム建設に関する基本設計の変更に対する意見について、反対の立場から意見を申し上げます。

最初に、補正予算についてです。

本予算には、統合型校務支援システム共同調達・共同利用実証事業として一億七千五百一十一万二千元が含まれています。

文部科学省の「次世代の校務デジタル化推進実証事業」を活用し、県がシステム基盤を整備するというものです。統合されるデータは、成績処理や出欠管理、時数管理などの教務係、指導要録、健康診断票や保健室来室管理など多岐にわたります。このように、個人情報を含む様々なデータを蓄積して、一元管理、共有することになります。

この事業で教育の働き方改革を推進できるとしています。また、県内で遅れている統合型校務支援システムの普及を図ることができ、併せて加入する自治体の行政コストの合理化にも寄与できると説明を受けまし

た。

教職員の多忙化の解消は喫緊の課題であると受け止めています。しかし、デジタル化すれば全てうまくいくということではなく、デジタルの長所・短所を踏まえ、よく吟味する必要があると思います。

デジタル技術は、自然のままのアナログ情報を全て数字に変換してコンピュータの中で機械的に処理し、情報処理の途中経過を私たち人間が見ることはできません。コンピュータが出した結論が正しいかどうか確認できない危険性があります。また、蓄積された情報が漏れたり、検索されてしまう危険があり、様々なトラブルにつながる問題もあります。デジタル化は、利便性とともに大変危険な特徴を持っていることを理解し、その問題を深く検討しなければならぬのではないのでしょうか。集積されるデータが、児童生徒の個人情報を含む重大な内容であり、悪用されるなどがあっては絶対になりません。

セキュリティ対策が強固になったものを活用すると聞きましたが、メインサーバーカードを巡っての相次ぐトラブルを見ても分かるように、想定できないことが起こってしまわないのでしょうか。セキュリティ向上はもちろんです。デジタル技術を真に人類の幸せのために使いこなすには、何が必要か、どのような社会的ルールが必要か、それを確立することこそが先決ではないでしょうか。

教師は、労働者であると同時に教育の専門家です。ところが、異常な労働条件におかれ、教育の専門職に必要な研さんのための時間も奪われています。今、こうした問題や解決すべき課題に手をつけず、デジタル化を押し進めることには反対せざるを得ません。

次に、鳥海ダムの建設に関する基本計画の変更に対する意見についてです。

私は当初から、巨額の税金を投入しながら治水効果が薄いこと、鳥海国定公園の一部でもあり、自然環境を壊すことにつながるため反対してきました。

今回の計画変更に対し、知事は事業費の縮減と早期完成を求めつつ同意すると思いますが、当然認めることはできません。建設に要する費用が八百九十億円増額の一千九百九十億円、一・八倍にも跳ね上がりました。現在の社会経済状況では、更なる増額も心配されます。知事は「中止はできない。」「既に投入した税金が無駄になる。」「旨の発言をしています。しかし、今回の変更によって、現段階の試算で県負担は三百二十八億円と見込まれています。令和四年度末までに投入した県費は五十九億円で、大きい金額ではありますが、さらに県費を投入して自然環境を壊し、治水効果の薄いダム建設はやめるべきであり、本議案に対しては賛成できません。

以上で私の討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

●議長（北林丈正議員） 以上をもちまして、通告者の発言は終了いたしました。

討論は終局したものと認めます。

採決いたします。はじめに、議案第百二十二号及び議案第百三十九号を一括し、起立により採決いたします。以上の議案二件は、いずれも原案のとおり可決することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（北林丈正議員） 起立者過半数であります。よって、議案第百二十二号及び議案第百三十九号は、原案のとおり可決されました。

次に、残りの議案十五件について一括し、採決いたします。以上の議案十五件は、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（北林丈正議員） 御異議ないものと認めます。議案第百二十四号外議案十四件は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。日程第二十、議案第百四十一号は、委員会付託を省略し、直ちに本会議において審議することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（北林丈正議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

日程第二十、議案第百四十一号県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

お諮りします。本案は、趣旨説明、質疑を省略することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（北林丈正議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（北林丈正議員） 御異議ないものと認めます。議案第百四十一号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第二十一、請願審査の件を議題といたします。

お諮りします。請願第二号及び請願第一号は、いずれも委員長報告及び質疑を省略することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（北林丈正議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。各請願に対する委員会の決定は、いずれも採択であります。以上の請願二件は、いずれも原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（北林丈正議員） 御異議ないものと認めます。請願第二号及び請願第一号は、採択と決定されました。

次に、日程第二十二、意見書案第二号から日程第二十四、意見書案第四号までの意見書案三件は、委員会提出に係るものでありますので、直

ちに本会議において審議いたします。

日程第二十二、意見書案第二号、日程第二十三、意見書案第三号及び日程第二十四、意見書案第四号、以上の意見書案三件を一括議題といたします。

お諮りします。以上の意見書案三件は、いずれも趣旨説明、質疑を省略することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（北林丈正議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。以上の意見書案三件は、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（北林丈正議員） 御異議ないものと認めます。意見書案第二号外意見書案二件は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。日程第二十五、意見書案第五号及び日程第二十六、意見書案第六号は、いずれも委員会付託を省略し、直ちに本会議において審議することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（北林丈正議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

日程第二十五、意見書案第五号給特法の廃止及び教職員の働き方改革の促進を求める意見書及び日程第二十六、意見書案第六号保育士配置の充実等を求める意見書を一括議題といたします。

意見書案第五号について、提出者の趣旨説明を求めます。

【二番（櫻田憂子議員）登壇】

●二番（櫻田憂子議員） 立憲民主党会派の櫻田憂子です。

ただいま議題になりました、意見書案第五号給特法の廃止及び教職員の働き方改革の促進を求める意見書の提出理由について述べます。

「給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別法）」は、昭和四十六年に制定され、教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、残業手当を支給しない代わりに、教職調整額四％を支給することを定めたものであります。残業手当を支給しないというルールのため、適正な労働時間の管理がなされず、「定額働かせ放題」の状態が約五十年間放置されてきました。

給特法の制定当時、教員の残業時間は月平均八時間程度であったものが、現在では、月四十五時間の上限を超えて働いている教員は六、七割を超えており、学校イコール、ブラック企業という印象から、教員を目指す若者が激減しているということは、皆さん御承知のとおりです。

給特法については、中央教育審議会において議論されることとなりますが、既に、多方面から給特法を廃止すべきとする意見と、教職調整額を引き上げて、残業手当はこれまでどおり支給しないとする意見が出されています。しかし、教職調整額を引き上げる方式では、教員は「残業して当たり前」の考えを肯定し、根本的解決には至らないと思います。

実際、学校の勤務時間はあつてないに等しいといっても過言ではありません。例えば小学校では、子どもたちが四時頃に帰った後は、残り四十五分から一時間の勤務時間しか残っていません。その中で、丸付け、教材の準備、行事や授業の準備、会議や打合せ、会議資料準備、報告、会計処理、保護者への連絡などたくさんの業務をこなさなければなりません。その一時間足らずの時間で到底終わるわけがありません。当然、残業になるわけですが、これまでは残業手当を支払う必要がないので、あとは教員の自己責任として行われてきました。

もし、仮に教職調整額が増額され、例えば一日一時間程度の残業手当見合い分が支払われたとしても、残業時間と残業手当をリンクさせない限り、九時間を超えた時間はやはり自己責任でという構造に変わりはありません。

給特法を廃止し、教員にも残業手当を支給することにより、学校全体

のタイムマネジメントが向上することはもとより、予算管理と労働時間管理のリンクによる業務の削減・整理が行われ、真の働き方改革が実現されるものと考えます。

私が最後に勤めた小学校では、精神疾患で病気休暇を取られる先生が毎年出ておりました。代わりの先生がなかなか配置されない中で、病気をしても休めず、心療内科からいただいたお薬を飲みながら働いている先生、そんな先生が三人もいらつしゃって、次に誰が倒れてもおかしくない、そんな状況でありました。

先輩、同僚議員の皆さん、こんな学校をどうか救ってほしいんです。国で検討している最中だからこそ、逆にしっかりと秋田県議会の意見を届けるべきだと私は思います。そして、私には、その責任を果たす役目があるんだろうと思っておりますし、それで今ここに立っているのだと思っております。皆さんの賛同を心からお願いを申し上げ、提案理由といたします。どうかよろしくお願いいたします。

●議長（北林丈正議員） 意見書案第六号について、提出者の趣旨説明を求めます。

【三十四番（石田寛議員）登壇】

●三十番（石田寛議員） ただいま議題になりました、意見書案第六号保育士配置の充実を求める意見書について、その趣旨について説明いたします。

私から申し上げるまでもなく、保育現場の事故や虐待などは幾度となくマスコミで報道されておりますので、議員の皆様におかれましては十分に現状を認識されているものと存じます。

内閣府の発表では、二〇二一年に全国の保育所や幼稚園、認定こども園で子どもがけがなどをする事件が二千三百四十七件ほどあり、前年比で三百三十二件増え、現在の集計方法となった十五年以降で最多となっております。このうち子どもが死亡したケースは五件で、睡眠中や送迎バス内の置き去りによって起きております。

その後、政府は対策として、バスの安全装置の導入費など子どもの安全対策費を計上し、特に異次元の少子化対策を去る六月に発表したところですが、配置基準が具体的に示されておりません。

現在の配置基準は、七十五年前——七十五年前といえれば私とか知事が生まれた頃ですから、ものすごい古い配置基準となっております。ですから、ヨーロッパと比較すれば二倍前後の子どもたちを見ている状態になります。

保育士の声は切実であります。秋田県内も例外ではありません。

県内のある約七十人規模のこども園の事故報告を見ると、病院へ連れていったのは、「転倒してけがをした」、「散歩後に熱を出してけいれんが起きて救急車を呼んだ」、「木の枝を振り回し、けがをした」、「室内でソファから降りるときに腕を痛めた」など、一園で四件もあつたそうです。病院へ行くほどでもないのは日常茶飯事。毎日のようにお友達とぶつかったり、ひっかいたりしたり、様々なことが起こるのでうです。

子どもの動きに注意し、できる限り未然に防ぐように神経を張り詰めていると言われております。でも、もう一人保育士が増えたら、子どもたちに「ちよつと待ってね。」と言わなくて済むのだそうです。

県内には保育士の資格を持っている方はたくさんいるのですが、違う職場で働いている方が多い理由は、保育現場は責任が重く、職場は戦場のようなのに賃金が安いからと言われております。

岸田首相は、改善について検討を進めているようです。早急に改善をしてもらいたく、秋田県議会として首相の背中を押してあげようではありませんか。政府に意見書を提出し、未来の宝である子どもたちを健やかに育てる環境を一日でも早くつくりたいではありませんか。ぜひ同僚議員の御賛同をお願いし、趣旨の説明を終わります。

●議長（北林丈正議員） 各提出者に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（北林丈正議員） 質疑はないものと認めます。

討論を行います。

二十一番加藤麻里議員及び一番佐藤光子議員からそれぞれ討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、二十一番加藤麻里議員の発言を許します。

【二十一番（加藤麻里議員）登壇】

●二十一番（加藤麻里議員） 社会民主党会派の加藤麻里です。

意見書案第五号給特法の廃止及び教職員の働き方改革の促進を求める意見書について、賛成の立場で討論を行います。

今から五年前の二〇一八年四月、秋田県教育委員会は、教職員の長時間労働を解消するために「教職員が実感できる多忙化防止計画」を改定いたしました。

長年の課題だった教職員の時間外労働の実態が、マスコミでも大きく取り上げられ、国を挙げて教職員の働き方改革に取り組むことになったとき、多くの教職員は、やっと明るい光が見えてきたと感じたに違いありません。

その後、学校行事の在り方や部活動、そして会計事務など様々な見直しが行われました。しかし実態はどうでしょうか。この四月に公表された文科省の調査結果では、効果は限定的であり、依然として長時間労働の教員が多いことが判明しました。

先日、ある建設業会の懇親会の席で、結婚して間もない若い男性経営者から相談を受けました。「中学校で体育教師をしている妻が、毎晩八時、九時まで仕事をし、週末も出勤している。体を壊すのではないかと心配になり、もう少し早く帰ってくることはできないのかと尋ねたら、『ほかのみんなも頑張っている。自分だけ早く帰ると、ほかの人たちに迷惑がかかる。』と行って言うことを聞かない。こんな異常な労働環境を何とかしてほしい。妻を助けてほしい。」という内容でした。建設業の現場の労務管理者から見ても、先生たちのこうした異常な働き方が放

置されていることに納得がいかない様子でした。

夜遅くまで明かりのついた職員室で、目の前の仕事の山を少しでもこなそうとしている教師たちの姿が、目に浮かびました。誰かが病気で一人欠けると、その人の仕事が誰かの背中にずしんとのしかかり、その重さに耐え切れず、また一人倒れていくのです。家庭生活を犠牲にしても働かないと学校が回らないのです。

病気で休んでいる職員も増えていきます。しかも講師が見当たらず、教務や教頭が代わりを務めている学校もあると聞きました。当然、自習時間も増えるでしょう。こうした状態が続けば、教育を受ける子どもたちへの影響も避けられません。

教員が安心して働ける環境の整備は、子どもたちの学びの場を充実させ、学ぶ権利を保証する上でも欠かせないのです。小手先の改革では何も変わりません。まずは長時間労働を是正するための教職員の定数改善が必要です。そして給料月額額の四％を上乗せする定額働かせ放題の給特法を廃止すべきと考えます。

以上をもって本意見書に対する賛成討論といたします。

●議長（北林丈正議員） 次に、一番佐藤光子議員の発言を許します。

【一番（佐藤光子議員）登壇】

●一番（佐藤光子議員） きらりの佐藤光子です。

ただいま議題になりました、意見書案第六号保育士の配置の充実等を求める意見書案に賛成の立場で討論させていただきます。

六月十三日に閣議決定された、次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略方針」の中に、幼児教育・保育の質の向上として、七十五年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善が盛り込まれております。保育士の配置基準においては、一歳児及び四、五歳児の基準について、一歳児は六対一から五対一へ、四、五歳児は三十対一から二十五対一へと改善することが検討されることとなっております。そもそも保育士一人で三十人の子どものを見るとするのは、七十五年前の状況・環境に合わ

せたものであり、社会が激変し、一人一人に対応した個別的な保育、多様な保育、子どもたちの主体性を重要視する保育など、多くのことを要求されている現代の保育現場で、それが二十五人程度に緩和されたとしても大きく状況は変わりません。

そして、この秋田県で、二十五人以上いる四、五歳児のクラスがどれだけあるでしょうか。少なくとも私の住んでいる北秋田市内で、二十五人以上いるクラスはありません。四、五歳児のクラスに二十五人以上子どもたちがいないということは、今回の緩和による加配にはつながらないということになります。

つまり今、国で改善しようとしている処遇改善や配置基準見直し等は秋田県の実情に合った改正ではないということ、現時点での保育の公定価格についても、秋田県は地域区分が「その他の地域」に区分されており、地域加算がなく、地域格差の原因の一つとなっております。それでも保育所等の努力により独自に加配し、子どもたちの安心・安全を確保し、身を削って子どもたちの保育、育ちに関わっているといった状況です。

様々な場面で必要になってくるフリーの保育士分や看護師配置分、障がい児や配慮の必要な子どもたちに対応するための加配要員など、命を預かる保育現場では、手厚い配置をしなければ、子どもたちの安心・安全は確保できません。

いずれにしろ、現在の国の処遇改善や公定価格による配置基準の見直しについては、秋田県の実情に合っているものではなく、秋田県の保育の質と量の確保をしていくためには更なる改善をしていく必要があります。秋田県議会としてもその意思を示し、地域の実情に合った保育の在り方を国に要望していくべきと考えます。保育士や保育施設の質の向上は、子どもたちの育ちに直結し、この地の未来を支えるための土台となるものです。

秋田県内の保育士等の方々も、この処遇改善や秋田の保育現場に合っ

た配置基準の見直しを期待しており、この意見書にも注目していると思えますので、先輩、同僚議員の皆様の御理解と御賛同を求め、私からの賛成討論といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

●議長（北林丈正議員） 以上をもちまして、通告者の発言は終了いたしました。

討論は終局したものと認めます。

採決いたします。まず、意見書案第五号について、起立により採決いたします。本意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（北林丈正議員） 起立者少数であります。よって、意見書案第五号は、否決されました。

次に、意見書案第六号について、起立により採決いたします。本意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（北林丈正議員） 起立者少数であります。よって、意見書案第六号は、否決されました。

次に、日程第二十七、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付してあります議長報告のとおり、議員派遣に関する申出及び依頼があります。

お諮りします。本件は、申出及び依頼のとおり派遣することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（北林丈正議員） 御異議ないものと認めます。本件は、申出及び依頼のとおり派遣することに決定されました。

次に、委員会の調査継続については、各委員長の申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（北林丈正議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

以上をもちまして、六月議会の案件は全部議了いたしました。
会議を閉じます。閉会いたします。

午後三時二分閉会